おしらせ

当院病棟の入院基本料等に関する事項及び九州厚生局長への届出事項は次の通りです。

【地域一般入院料 2】

急性期治療を終えた患者さんや、比較的病状が安定している患者さんを受け入れる一般病棟です。

地域の医療機関として急性期から在宅復帰までの切れ目ない医療提供を行うことを目的としています。

病棟では 1 日に 12 人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は以下の通りです。

○9 時から 17 時まで、看護職員 1 人当たりの入院患者受け持ち数は 6 人以内です。

●17 時から 9 時まで、看護職員 1 人当たりの入院患者受け持ち数は 24 人以内です。

【看護補助加算 2】

看護補助者を一定数配置し、患者さんの療養上の支援を充実させている病棟に対して認められる加算です。

食事介助・清潔保持・移動の介助など、看護師と連携したサポート体制を整えることで、より安全で安心できる入院生活を提供しています。

当院の病棟では 1 日に 3 人以上の看護補助者が勤務しています。

【療養環境加算】

患者さんが快適で衛生的な環境で入院生活を送れるよう、病室の設備や環境整備を行っている病棟に対して認められる加算です。

適切なスペースの確保、清潔な環境、プライバシーへの配慮など、療養に適した環境づくりを行っています。

【重傷者等療養環境特別加算】

重症患者さんや特別な配慮が必要な患者さんが安全に療養できるよう、病室環境やスタッフ体制を強化している場合に認められる加算です。

感染管理や安全対策を徹底し、より高度な療養環境を整備しています。

【特殊疾患入院医療管理料】

特定の疾患により長期的な入院治療が必要な患者さんに対して、専門的な管理体制を整えている病棟に認められる入院料です。

神経難病などの特殊疾患に対し、医師・看護師・リハビリスタッフが連携し、継続的で専門性の高い医療管理を行います。

【入院時食事療養】

入院時食事療養(Ⅰ)･生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については 18 時)、適温で提供しております。